

第 3 次丹波市人権施策基本方針の第 1 章・第 2 章の記載内容（案）

第 1 章

1. 基本方針策定の趣旨（案）

本市では、2006（平成 18）年 10 月に人権尊重のまちづくりを進めるため、人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向を示した「丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

その後、「丹波市人権施策推進指針」、「丹波市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を順次策定し、人権施策に取り組んできました。さらに人権施策の実効性を高めるため、2015（平成 27）年 3 月にこれまで策定した方針等を再編し、「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

これまでの取組により、人権問題への関心の高まりなど一定の成果は出ています。

しかしながら、少子高齢化、情報化、国際化の進展により人権問題は、多岐にわたり、複雑化しています。

また、子どもや女性、高齢者、障がいのある人に対する虐待や暴力、いじめ、様々なハラスメントなど人権を侵害する事案が繰り返し発生しているほか、インターネットを悪用した人権侵害や性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別、新しい感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別が発生しており、新たな対応が必要となっています。

2016（平成 28）年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）、部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）など人権に関する法律が施行されるなど、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

さらに平成 30 年度に実施した「丹波市人権に関する市民意識調査」で明らかになった課題を施策に反映させるとともに、より多くの市民に届く効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

このような中、社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第 2 次丹波市人権施策基本方針」の見直しを行い「第 3 次丹波市人権施策基本方針」として改定するものです。

2. 国際社会の取組（案）

1945（昭和20）年に国際連合（以下、「国連」という。）が設立され、1948（昭和23）年の第3回国連総会において、すべての人とすべての国が守るべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、規約や多くの条約が採択され、社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

人権教育・人権啓発については、1994（平成6）年の第49回国連総会で、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権教育を推進する取組が図られています。

また、2015（平成27）年9月の国連総会において、2030年までの国際目標であり、すべての人々の人権が尊重される世界を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、貧困や不平等からの解放、平和で公正な社会の実現といった目標が立てられています。

3. 日本の取組（案）

国においては、1946（昭和 21）年に基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を確立するため、人権に関する法律や制度の整備など、多くの取組を進めてきました。

また、国連で採択された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約を締結するなど、日本も国際社会の一員としての役割を果たすよう努めています。

1997（平成 9）年に、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受け『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画が策定され、2000（平成 12）年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、積極的に人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

2002（平成 14）年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この計画に基づいて人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和 40 年）に「同和対策審議会答申」が出され 1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、名称を変えながら 2002（平成 14）年までの 33 年間にわたり、同和問題を解決するための施策を進めてきました。

2016（平成 28）年には、差別を解消するため、「障害者差別解消法」や、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されました。

さらに 2019（令和元）年には、アイヌ民族の様々な課題を解決するため、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行や児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等が一部改正されるなど人権問題の解決に向けた取組を進めています。

また、国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されことに伴い、国は「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、具体的な取組を進めています。

4. 兵庫県の取組（案）

兵庫県においては、人権関係の法に基づき国と連携を取りつつ人権施策を推進してきました。

兵庫 2001 年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や家庭施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」を目指した様々な施策を展開され、人権の尊重される社会づくりを進めてきました。

とりわけ、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取組を推進しています。

2019（令和元）年には、「兵庫 2030 年の展望」を策定し、「すこやか兵庫」の実現を目指し、共生の心を育む人権教育などの推進や地域における支え合いの強化や多文化共生の推進に取り組んでいます。

国際化や情報化、少子高齢化などの社会の変化等に伴う人権問題の複雑・多様化に対応するため、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、男女共同参画センターや女性家庭センター、関係団体などと連携を図りつつ、人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、1998（平成 10）年から「人権に関する県民意識調査」を 5 年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料として収集し、調査結果を人権に関する施策の企画・立案に反映して効果的に施策を進めています。

学校教育や社会教育においては、1998（平成 10）年に、県教育委員会において「人権教育基本方針」を策定し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かすとともに、人権教育や多文化共生社会の実現を目指す教育を中心とする、人権意識の高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

さらに、2004（平成 16）年からは、県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取り組みを「人権文化をすすめる県民運動」として展開しています。

2016（平成 28）年に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を改定し、多文化共生社会の実現やハラスメント防止の推進などを新たに盛り込み、人権教育・人権啓発の推進に取り組んでいます。

5. 丹波市の取組（案）

本市では、2006（平成18年）3月に新しいまちづくりの指針となる「丹波市総合計画」を策定、2015（平成27）年3月には第2次となる「丹波市総合計画」を策定し、「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里」を市の将来像に掲げ、その実現を目指してまちづくりを進めています。

2012（平成24）年4月に施行した「丹波市自治基本条例」では、基本理念の第1号に「市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。」を掲げ、人権の尊重をまちづくりの基礎としています。

また、市民の権利として、「市民は、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず一人ひとりが人間として尊重され、また、自治体における主権者として平等に市の施策や地域の自治活動、まちづくりに参加・参画する権利を持っています。」と明記し、市民主体の一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合うまちを目指しています。

人権施策の推進にあたっては、2006（平成18）年10月に「丹波市人権施策基本方針」を策定、平成27（2015）年3月には「第2次丹波市人権施策基本方針」を策定し、丹波市人権・同和教育協議会や柏原人権擁護委員協議会、丹波保護区保護司会、丹波地区更正保護女性会など市民や関係団体、企業と協力し、教育・啓発活動や講演会の開催など人権施策の総合的な推進に取り組んでいます。

庁内においては、2017（平成29）年に従来の「丹波市人権施策推進会議」を廃止し、新たに市長を本部長とし、全部長で組織する「丹波市人権施策推進本部」を設置しました。これにより、人権施策の推進、連携、情報共有を図り、人権をあらゆる施策の根底に置いた人権行政を推進しています。

2016（平成28）年4月には、「丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例」を施行し、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しています。また、2019（平成31）年4月には「丹波市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進しています。

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などすべての市民の自由と平等などの権利が保障され、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めています。

さらに家庭、地域、学校、職場といった市民生活のあらゆる場における人権教育・人権啓発を進め、人権尊重の理念に関する理解を深めることにより、豊かな人権文化を育み、お互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

第2章

1. 基本理念（案）

一人ひとりの人権と安全・安心が保障され、幸せに暮らせる社会の実現

人権が保障された社会とは、すべての市民が社会的身分・門地・思想・信条・年齢・性別や人種・宗教・文化・国籍などの違い及び障がいや疾病の有無・性的指向等に関わりなく、一人の人間として尊重され、自らの能力や個性を發揮して豊かな人生を送ることができ、幸せを実感できる社会です。

そして、市民一人ひとりが多様性を認め合い助け合いながら、社会の一員として、すべての市民の自由と平等、そして安全・安心が保障され幸せに暮らせる社会を築いていかなければなりません。

そこで、本方針では、「一人ひとりの人権と安全・安心が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」を基本理念とし、人権施策を進めていきます。

2. 人権施策推進の目標（案）

① 豊かな人権感覚の涵養と人権尊重意識の定着

市民一人ひとりが、人権について関心を持ち、人権に関する正しい知識を身につけ、豊かな人権感覚を涵養し、日常生活において人権尊重意識の定着を進めます。

② お互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現

市民一人ひとりが、それぞれの個性や生き方の違い、多様な価値観や文化をお互いに認め合い、助け合いながら共に生きる共生社会の実現を目指します。

③ 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、すべての市民の自由と平等などの権利が保障され、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

市は、これらの基本目標を達成するため、市民や関係者、関係団体と協働しながら人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進していきます。

3. 基本方針の性格（案）

①「第3次丹波市人権施策基本方針」は、本市における人権施策を総合的に推進するため、施策の基本的な方向性を示すものです。

②人権施策の推進にあたっては、市民、地域、企業・事業所、市、各関係機関がそれぞれの立場で参画と協働の下に進めることが大切です。このため各主体にあってはこの基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、行政では市の施策として主体的に取り組むものです。

③この基本方針は、社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行うものとします。